	同条第１項の承継会社等（以下「承継会社等	同項の吸収分割承継基金（以下「承継基金
	分割会社が	分割基金が
第２の１の(1)	次に掲げる会社法（平成17年法律第86号）に規定する日のうち、株式会社にあっては、イ又はロのいずれか早い日と同じ日に、合同会社にあっては、ハと同じ日に行われることが望ましいこと。 イ　吸収分割契約等の内容その他法務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその本店に備え置く日 ロ　株主総会を招集する通知を発する日 ハ　債権者の全部又は一部が会社分割について異議を述べることができる場合に、当該分割会社が、会社法に掲げられた事項を官報に公告し、又は知れている債権者に催告する日	分割基金が、国民年金法第137条の３の11の規定による公告をし、又は知れている債権者に各別に催告する日と同じ日に行われることが望ましいこと。
第２の１の(2)	分割契約等（以下「分割契約等	吸収分割契約（以下「分割契約
	分割契約等に	分割契約に
第２の２の(1)	会社法	国民年金法
第２の２の(3)のイ	会社の	国民年金基金の
第２の２の(3)のニ	商法等の一部を改正する法律	国民年金法第137条の３の13において準用する商法等の一部を改正する法律
第２の２の(4)のイの(イ)	会社法	国民年金法
第２の２の(4)のイの(ロ)	会社は	国民年金基金は
第２の２の(4)のイの(ハ)	会社は	国民年金基金は
	会社制度	国民年金基金制度
第２の２の(4)のハの(イ)	「基金	「企業年金基金
	とする基金	とする企業年金基金
	、基金	、企業年金基金
	対する基金	対する企業年金基金
	又は基金	又は企業年金基金
	承継会社に	承継基金に
	基金がある	企業年金基金がある
	係る基金	係る企業年金基金
	会社法第２条第29号の規定による吸収分割（以下「吸収分割」という。）によって事業を承継する会社（以下「承継会社」という。）	承継基金
	基金がない	企業年金基金がない
	承継会社を	承継基金を
	当該基金	当該企業年金基金
	承継会社が	承継基金が
第２の２の(4)のハの(ロ)	承継会社が	承継基金が
第２の３の(1)のロの(イ)	会社法	国民年金法
	会社は	国民年金基金は
	会社に残し	国民年金基金に残し
	承継会社に	承継基金に
第２の３の(1)のロの(ハ)	会社法	国民年金法
第２の３の(2)	承継会社	承継基金
	一の会社に	一の国民年金基金に
	吸収分割の場合であって、法第６条第３項	法第６条第３項
第２の３の(3)のイ	工場事業場において	事業場において
第２の４の(1)のイ	会社の	国民年金基金の

○農林水産省告示第二千五百三十八号

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令（平成十四年政令第四十五号）第五条第二項の規定に基づき、平成十九年十月十一日農林水産省告示第千二百二十五号（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令第五条第二項の規定による農林水産大臣が指定する法人を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年十二月二十一日　農林水産大臣　山本　有二

第七十五号中「鼎下山千二百十五番地」を「箕瀬町一丁目二千四百五十四番地一」に改める。

第五百六号中「日本大通五番地二」を「山下町二番地」に改める。

第五百四十三号の次に次の一号を加える。

五百四十四	福井森林組合	福井県福井市文京六丁目十一番十三号

平成二十八年十月